

香川県条例第10号

香川県暴力団排除推進条例の一部を改正する条例

香川県暴力団排除推進条例（平成23年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(不利益な取扱いの禁止)</p> <p>第10条 事業者は、その使用し、又は使用していた労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。以下同じ。）が、暴力団排除通報（<u>次の各号に掲げる者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、当該各号に定める事業者又は当該事業者の事業に従事する場合におけるその役員（法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法令の規定に基づき法人の経営に従事している者（会計監査人を除く。）をいう。以下同じ。）</u>、従業員、代理人その他の者について、この条例の規定に違反することとなる行為等暴力団の排除に支障を及ぼすこととなる行為が行われ、又はまさに行われようとしている旨を県に通報することをいう。以下同じ。）をしたことを理由として、当該労働者に対して、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>(1) <u>労働者又は労働者であった者 当該労働者又は労働者であった者を自ら使用し、又は自ら使用していた事業者（次号に定める事業者を除く。）</u></p> <p>(2) <u>派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）又は派遣労働者であった者 当該派遣労働者又は派遣労働者であった者に係る労働者派遣（同条第1号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。）の役務の提供を受け、又は受けていた事業者</u></p> <p>(3) <u>前2号に定める事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行い、又は行っていた場合において、当該事業に従事し、又は従事していた労働者若しくは労働者であった者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者 当該他の事業者</u></p> <p>(4) <u>役員 当該役員に職務を行わせる事業者又は当該事業者が他の事業</u></p>	<p>(不利益な取扱いの禁止)</p> <p>第10条 事業者は、その使用し、又は使用していた労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。以下同じ。）が、暴力団排除通報（<u>労働者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、その労務提供先（公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第1項に規定する労務提供先をいう。以下同じ。）</u>）又は当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について、この条例の規定に違反することとなる行為等暴力団の排除に支障を及ぼすこととなる行為が行われ、又はまさに行われようとしている旨を県に通報することをいう。以下同じ。）をしたことを理由として、当該労働者に対して、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。</p>

者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う場合において、当該役員が当該事業に従事するときにおける当該他の事業者

2 事業者は、その指揮命令の下に労働する派遣労働者が、暴力団排除通報をしたことを理由として、当該派遣労働者に係る労働者派遣契約（労働者派遣法第26条第1項に規定する労働者派遣契約をいう。）を解除し、又は当該派遣労働者に対して、当該派遣労働者に係る労働者派遣をする事業者_{に当該派遣労働者の交代を求めること}その他不利益な取扱いをしてはならない。

3 事業者は、その職務を行わせ、又は行わせていた役員が、暴力団排除通報をしたことを理由として、当該役員に対して、報酬の減額その他不利益な取扱い（解任を除く。）をしてはならない。

2 事業者は、その指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）が、暴力団排除通報をしたことを理由として、当該派遣労働者に係る労働者派遣契約（同法第26条第1項に規定する労働者派遣契約をいう。）を解除し、又は当該派遣労働者に対して、当該派遣労働者に係る労働者派遣（同法第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。）をする事業者_{に当該派遣労働者の交代を求めること}その他不利益な取扱いをしてはならない。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。